**心電図検診実施にあたって（お願い）**

**１　児童生徒及び保護者への指導について**

「心臓検診の事前調査票（第２号様式の１又は第２号様式の２）」（以下「事前調査票」という。）の配布に併せて、心電図検診は学校保健安全法第１３条第１項、同法施行規則第１６条第１項第９号及び第７条第６項の規定に基づき、小学校及び中学校並びに高等学校の各第１学年時に、市町村教育委員会が行わなければならない健康診断項目として定められているものであり、心臓検診の重要性、必要性等について十分に説明するとともに、検査に対する恐怖感を与えないようご指導いただきたいこと。

**２　事前調査票について**

(1)　事前調査票の回収は余裕をもって行い、記入漏れや誤った記入がないかなどを点検し、必要に応じて保護者に確認するなど正確な資料の作成に協力願いたいこと。

(2)　学校記入欄には、学校医からの連絡事項、養護教諭及び学級担任の

意見を記入してください。（無い場合は、「なし」と記入。）

**３　心電図検査連名薄について**

(1)　「心電図検査連名簿（第３号様式）」（以下「検査連名簿」という。）

　　の記入にあたってはパソコンで作成又は手書きで記入して下さい。

(2)　検査連名簿は、学級（組）毎、男女別に別葉にする。

(3)　氏名欄は、検査順に記入する。

(4)　既往症欄は、事前調査の問１及び問２の質問に「はい」と答えた事項を転記する。何れも「いいえ」と答えたものについては「なし」を○で囲む。（記入の協力ができる場合）

(5)　現在の症状欄は、事前調査票の問３の質問に「はい」と答えた事項の番号を転記する。全て「いいえ」と答えたものについては「なし」を○で囲む。（記入の協力ができる場合）

(6)　今学期内料検診の結果欄については、事前調査票の学校記入欄の学校医の所見を転記する。学校医の所見がないものについては「所見な

し」を○で囲む。（記入の協力ができる場合）

**４　検診日における体育の授業について**

検診開始直前の授業が体育とならないよう時間割を変更することが望ましいこと。時間割変更が不可能な場合には、当該学級の検診を授業終

了１時限後に実施するよう調整いただきたいこと。

**５　児童生徒の検診会場への到着時刻等について**

児童・生徒の疲労が心電図検診結果に影響を及ぼすことから、検診会場が遠距離となる学校は検診開始時刻３０分前には到着し、着席させるなど休養を十分とらせるよう配慮いただきたいこと。

なお、当該学校が検診会場となる場合にあっても検診開始時前の休養に十分配慮されたいこと。

**６　検診の実施にあたって**

(1)　検診に必要な「事前調査票」「心電図収録連名簿（別記様式）」「心電図検査連名簿」など教育委員会から指示のあった帳票を、検査当日検査会場に持参してください。

(2)　検診日当日の受付は当該児童・生徒の引率者が当たり、児童・生徒に学級毎、男女別、連名簿順の「番号札」を持たせる等の配慮が望ましいこと。

(3)　検査は、上半身は脱衣（ジャージ等を羽織る）、時計・ベルト・くつ下は除き、ズボンの「すそ」は足首が出るようにして、ベッドで行う旨を事前指導すること。

(4)　検診室への入室人数は検診順番に１０人程度とし、静かに着席させ順番を待つよう指導すること。

(5)　検診室以外の廊下及び隣接の教室や検診控室での騒音防止について

も配意すること。

**７　検査結果の事後指導について**

(1)　検査結果は、検査連名簿により教育委員会から学校長あて通知されます。また、精密検査を必要とする者については、道医師会の心臓検診判定委員会が心臓精密検査の医療機関を紹介するので、保護者に精密検査（保険診療となる）を受けるよう指導するとともに、精密検査の結果を教育委員会に報告してください。

(2)　学校長は、精密検査の結果、異常所見のあった児童・生徒については医療機関が発行した学校生活管理指導表に基づき、学校医とも協議し生活管理に適正を期してください。